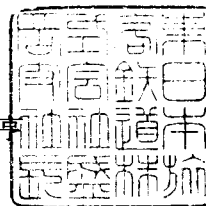




盛支設企第99号
2019年5月29日

青森県建設業協会長 様

東日本旅客鉄道株式会社
執行役員 盛岡支社長 石田 亨



鉄道に近接して工事等を施行する場合の事前打合せについて(お願い)

謹啓、時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より弊社の事業運営に対し、ご理解とご協力を賜りお礼申し上げます。

さて、弊社の鉄道事業は、列車をご利用いただくお客様の「安全」と時刻どおり目的地にお届けする安定輸送を最優先に取り組んでいるところであります。しかし、過去には鉄道に近接する工事で弊社と事前の打合せや届出等をせずに、鉄道工事の経験がない会社が無断で近接工事を行い、機材を列車に衝撃させる事故を発生させております。また、鉄道用地内を無断で掘削したことにより、埋設ケーブルを切断する事故も発生しております。事故の内容によっては、損害賠償を請求させていただく場合もございます。

つきましては、鉄道に近接して工事を施行される場合は、作業員の方々の安全を含め、列車の安全、安定輸送の確保が必要なことをご理解いただき、下記のとおり協議、打合せをお願い申し上げます。〔建設工事公衆災害防止対策要綱（平成5年1月12日建設省経建発1号）〕

記

1. 鉄道に近接して工事、調査等行う場合は、作業員の事故防止及び列車の安全安定輸送を確保の観点から、工事を発注する前に弊社（最寄の技術センター）と協議、打合せをいただきますようお願い申し上げます。
2. 鉄道に近接した工事の施行は、鉄道工事に精通した請負会社の施行となりますよう、ご協力をお願い申し上げます。
3. 工事、調査等を契約する請負会社（下請け会社含む）へも鉄道に近接して工事を施行する場合の事前打合せについて、周知及びご指導をお願い申し上げます。
4. 協議の内容によりますが、線路上空での工事、線路下を横断する工事及び線路に影響をおよぼす恐れの大きい掘削作業等は、弊社が受託施行する場合もございますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

参考として、以下の資料を添付いたします。

- 鉄道近接工事で事前に JR と協議を必要とする範囲
- 事前協議に必要な書類
- 鉄道に近接した工事の事故例、技術センター連絡先
- 依頼文書送付先一覧表

※弊社ホームページ掲載先 <http://www.jreast.co.jp/kinsetsukouji/>

ご不明な事柄につきましては、お手数ですが担当者まで問合せ願います。

盛岡支社設備部企画課・設計協議 G

担当者 漆戸・金崎・菊池・櫻庭
連絡先 019-625-4062